

179

龜谷
行著

和漢脩身訓

再版

五

K110.1
37
5

和漢脩身訓卷五

第一章

龜谷行著

○天祖統を垂れ。天孫繼承し。三器を奉
志。以て宇内を照臨し。皇統縣縣として。
天壤と窮りなく。實小天祖命ぜる所の
如し。是神州の萬國不冠たるゆゑん。君
臣の義尤重きを淹き所あり。藤田幽谷語
及門遺範

○君王は忠し。父母は孝し。師長を尊之。夫婦和し。兄弟友小。朋友信あり。親族は篤く。郷黨は睦し。此數の者ハ。人倫の根本あり。須らく逐一小力行を盡し。若し近を捨て。遠は求め。本を棄て。末を務むるハ。善と云るは足らば。願體集

○孝弟を以て本と為し。忠義を以て主と為し。廉潔を以て先と為し。誠實を以

て要と為し。事は臨みて。人小一步を譲らば。自ら餘地あり。財小臨みて一分を放寛をまきば。自ら餘味あり。明高忠憲語易知編

○毎日夙は起き。家庭を掃除し。先父母の氣色を候ひ。飲食の好む所を問て。之を進め。求むることあらば。之を奉じ。勉めて其歡心を盡せば。貝原益軒語

○子ハ。親を悦むを以て孝と為す。家

ハ窘迫はとも。父母の面前に在りて。窮
を愁へ。苦を説く。盈うらば。亦是志を養
ふの一節あり。易知編引
身世準繩

○高年の人事を作ること。嬰孺の如き
あり。錢財の微利を得るを喜び。飲食果
實の小惠を喜び。孩兒と玩狎するを喜
ぶ。子弟よる者能。此を知りて。其意は順
適せむ。其歡を盡して。盈す。袁氏
世範

○家庭の内。兄弟の間。和氣以て祥を致
して。盈し。而して和を致すの法。唯容忍ふ
み。在り。見まども。見ざるが如く。聞はど
も。聞らざるが如く。おまきば。小忿小利。自
ら以て之を動はよ。足らば。願體
集

○父母遺は所の幼弟へ。兄長よる者。之
を撫づること。子の如く。曲さよ。其飲食
教誨の事を盡し。之をして成立し。至ら

志む_レ盡_レ。幼弟の長兄を待_レふ至て_レハ之
ふ事ること父の如く。決_レして其撫養教
育の恩を忘る_レ盡_レら_レば。易知編引
身世準繩

○父母ハ諸子の中。獨貧_レま_レ者あ_レま_レば。往
往之を念ひ。常_レ憐恤を加_レへ。飲食衣服
の分ち。或_レは偏私_レする所あり。子の富め
る者。或_レハ獻_レぜ_レる所あれ_レむ。轉_レじて以て
之_レと與_レふ。此_レ乃_レ父母均_レ一の心あり。子_レ此

富める者。或_レハ以て怨と為_レる。未_レ之を
思_レむ_レげ_レる也。若_レ我を_レして貧_レふら_レめ_レば。
父母亦此心を。我_レと移_レさん。世
範
○骨肉の歡を失_レふハ。至_レ微_レぬ本_レま_レ。終_レは
解_レくべ_レうら_レざる_レよ至_レる者あり。是歡を
失_レふ_レ此後。各_レ自ら氣を負_レひ。肯_レて先_レづ氣
を下_レさ_レざる_レよ由_レる_レれ_レ。朝夕群居_レ相
失_レふこと無_レき能_レと_レ。相失_レふ_レ此後。一人

能先づ氣を下し。之と話言せば。彼此應答。遂は平時の如くあらん。同上

○古より。人倫ハ賢否相雜する。或ハ父子みず賢からば。或ハ兄弟とみ令ららず。或も夫流蕩し。或ハ妻妒婢あり。一家都て此の患ふき者あり。譬へば身は瘡癩疣贅あるが如し。甚惡むべしと雖も。決して去る難うらば。惟當は寛懷され

を處し。從容ときを喻せべし。畜徳録

○人。其兄弟叔姪。及び婚姻親黨の間。於て。猶私意を以て之を行ひ。陰謀詭計。利を己よ求む。禍を得ること最速あり。蓋人の不仁。是み至りて益甚し。抑人を利せんことを思ふ者ハ。人恒み之を利し。人を害する者ハ。人恒み之を害す。他人尚爾り。況して所親をや。張楊園訓子語

第二章

○今人の病痛ハ。只是_レ一箇の傲の字。千罪百惡。皆傲より生じ。謙抑ハ。乃是對症の藥あり。謙抑ハ。但外貌の恭敬の之みらば。其自ら視ること。歆然。已不足の處あり。不是の處あるを見て。纔ふよく。已を虚くして益を受く。明王陽明語

○余毎よ寒士の將_ヲ小達せんとせざるを

見るよ。必_ズ一段謙光の氣あり。恂恂款款として。敢て人よ先だくじ。或ハ侮を受けて答へず。或ハ謗を聞て辯ぜじ。人之を見て。愛を盈く。敬を盈く。明袁坤儀語習是編

○人の病。好て其長を談ぶるよ在り。功名よ長ぜる者ハ。動もたまきバ。輒_チ功名小誇り。文章小長ぜる者ハ。動もたまきバ。輒_チ文章小誇る。此皆其長ぜる所を露をす。

其長ぜる所を養ふ能ハざる者あり。唯智者言えず。故不能く其長を保つ。明王耐軒語畜

徳録

○人の短を説きて。己が短を護し。己が長小誇り。人の長を忌む。皆心を存するの厚ららば。識量の太狭まよ由る。此よく此弊を去らば。以て徳小進まべし。

穀詒彙引
省心集要

第三章

○毀譽榮辱の來る。獨以て其心を動らざるのみあらば。且之を資り。以て切磋砥礪の地と為し。故ふ君子ハ入るとして自得せざることをか。若譽を聞て喜び。毀を見て戚まば。其何を以て君子と為さん。王陽明語

○凡遭ふところの患難變故。屈辱讒謗

拂逆の事ハ皆天の吾ダ才を老_レむる
也。忍ん。砥礪切磋の地_ニあらざるハ
。君子當_レよ之を處_スる所以を慮_ル。
。徒らふ之を免_スんと欲_スハ不可_ナ。

り。佐藤一齋語

○凡_ソ大硬事_ニ遇_フむ。急_ニ剖決_スる_ニ。
とを用_フる_ニ。姑_ク之を舍_クる_ニ。一夜枕上
。於_テ粗_ホ之を商量_ス。思_ヒを齋_ラして寢

ね。翌旦清明
此時_ハ及_テ。
續_クい_ク之を
思_ヒ惟_ニせ_ム必_ズ。
恍_然と_シて。
一條の路を
見_テ。義理自
然_ニ湊_フ泊_ム。

高忠憲公



然る後徐チ々之を區處モたまむ。大概錯悞を致さば。同上

○事を處モする。最モ熟思緩處モたまむ。熟思たまむ。其情を得。緩處モたまむ。其當を得。最モ輕忽忙亂モたまむ。至微至易の者と雖も。皆慎重を以て。之を處モたまむ。習是

編

○凡ツ人の事を謀るや。日用至微の者と

雖も。亦齟齬シして成り難く。或ハ幾トも成て敗キ。既ニ敗れて復シ成る。然る後其成るや永久平寧。復シ後患ナおし。も一偶然成り易シたまむ。後ニ必ズ意の如くおらざる者あり。此理を静思せむ。以て懷を寛クたまべし。世乾

第四章

○文中子曰く。家を御スする。四ツを以て

教ふ。勤儉恭恕と。夫き勤むきむ功あり。儉なきも用を足し。恭なきは侮らば。恕なきは怨ふ。この四の者ハ一を缺く。廢らば。名門右族も。祖先の勤儉恭恕。小由り。以て之を成さざるハ莫く。子孫の怠頑奢傲よ由り。以て之を敗らざるハ莫く。故に家よ教ふる者也。恩を以て義我廢すべからむ。穀諄

○興盛の家。長幼和協多し。蓋求むる所皆遂げ。争ふ所おけきむ也。破蕩の家。妻子未嘗て過あらば。而して家長毎子責め罵ること多し。此他おし。衣食給せば。忿を積て發する所おし。惟妻子の間よ施すべきのよ。妻子能此を知らば。尤モ當カよ奉承を廢し。世範

○主人ハ一家の模範あり。我能勤めむ。

衆何敢て惰らん。我よく儉ふらば。衆何敢て奢らん。我よく公ふらば。衆何敢て私せん。我よく誠ならば。衆何敢て偽らん。
願體

○家の主よる者ハ。其身を修め。其家を興を以て。志とふ。父祖の遺産を失はざるを以て。孝と為る。天災よりて。財産を失ふハ。人力の能く及ぶ所

又非也。己不肖ふして之を失ひ。或ハ之を減耗するハ。大れる不孝と謂ふ。厶。

貝原家道訓

○主人の奴婢を使ふ。常々禮法を嚴くと厶。禮法忽せふまは。侮りて罪を犯し易し。故ふ彼をして侮らぬ。怠らぬ。彼を要ん。然れども。不慈ふして。彼を苦むべからぬ。同上

○權家の奴僕ハ。主人の權威を挾きて。賓客を侮り易し。主人よる者。心を用ゐて無禮を戒むべし。賓客或ハ之を恚て。其主人を誹る小至らん。家道訓

○明の陳確修曰く。此輩唯智慧あり。故小奴僕とある。若亦智慧あらば。下賤と為らざと。此を以て心よ存せむ。自ら苛求せざるよ至らば。丹桂籍

○祖父遺は所の老僕。多く世故を閱歷し。事情を諳練し。能幼主の為めよ力を出せ者あり。宜く之を厚待せしむ。疾病あらば。尤體恤せしむ。其耆老よ因りて。厭惡を生ぜしむらば。易知編引 虞衡侯言

第五章

○周武王の鑑乃銘小曰く。爾前を見て。爾後を慮る。真西山曰く。鑑ハ甚だ明か

りと雖も。面を見て。背^カ茂見^ル。猶^カ吾^カが一
 心明^カなる所あるも。亦蔽^ルふ所ある^カ。如
 一。患^ルハ常^ニ必^ズ照察^ス此^レ及^ビむ^ル所^ニ伏^ス。
 過^チハ常^ニ必^ズ思慮^スの周^ラら^ズる所^ニ生^ル。
 故^ニ必^ズ聖人と雖も。常^ニ之^レを憂^フ。初學
知要
 ○司馬温公曰く。夫^レ儉^ヲなき^ニ欲^ス寡^シ。君
 子欲^ス寡^シレバ。物^ノ又^レ役^セら^ズき^レ。以^テ道
 を直^クして行^フ。益^ヲ一^ニ。小人欲^ス寡^シき^レ。

能^ク身を謹^ム。用^ヲを節^ス。罪^ハ不^レ遠^ク。ウ^リ。家
 を豊^ク。侈^レバ。欲^ス多^シ。君子欲^ス多^シき^レ。
 富貴^ヲを貪^リ。慕^ヒ。道^ヲを枉^ゲ。禍^ヲを速^ク。
 小人欲^ス多^シけ^レ。求^ム多^ク。用^ヲを妄^リ。一^ニ。
 家を敗^ル。身^ヲを喪^フ。同上
 ○一切の事。俱^ニ儉^シ。朴^シ。誠^シ。實^シ。を要^ス。浮^ル。華^ヲ
 を學^ブ。益^ヲ一^ニ。蓋^シ。浮^ル。華^ハ。一^ニ時^ヲを光^ク耀^ス
 一^ニ。雖^モ。究^ム。不^レ實^シ。事^ハ。益^ヲ一^ニ。人^ノ名^ヲを

敗り。禍を得る者。都て奢侈の致を所よ由る。知世事

○凶人貪冒。耻ること無く。處よ隨て必ス小利を占めんと欲し。人も亦之を畏る。獨怪む。終身占奪る所の小利。必ス一事を以て。盡く之を喪ひ。更よ其占めし所の數よ過ぐ。吉人を分を守り。理不循ひ。敢て妄りよ為さず。人亦之を欺き。之を後悔

る。然まども冥冥の天。必ス將サ小大福の事を以て。之を補えんとす。或は其身よ及び。或は其子孫よ及ぶ。往轍を歴觀せらるよ。然らざる者也。讀人生必讀書

○過ちを改むる者。第一恥心を發せることを要す。思ふよ。古の聖賢も。我と同く丈夫あり。彼何を以て。百世師とすべく。我何を以て。一身瓦裂也。私う不

義を行ひ。人知らざると謂ひ。傲然として
愧ること無くバ。將さよ日よ禽獸よ淪
とて。自ら知らざらんとす。丹桂籍

○老成人。事を更ること多しと云。後生。
天資聰明ありと雖も。見識終よ及むざ
ることやあり。後生都て老成を以て迂濶
とし。其規誠を聽くおとを厭ふ。後生年
齒漸く長し。事を歷ること漸く多きよ

及て。方よ老成の言。以て佩服せべきを
悟る。然きども。己よ險阻艱難。備さよ嘗
めし。後よ在世。範

○人生世小於て。未タ心力を勞せざる者
あらば。或ハ心を勞して。力を勞せば。或
ハ力を勞して。心を勞せば。若シ心を勞せ
ば。まよ力を勞せざらば。乃チ饑草無用の人
あり。紳瑜

○疎懶ハ。第一事を害シ。一旦。脉懈り筋弛めバ。便生^チを謀るも。亦恐らくハ給セバ。何ぞ況ンヤ其他をや。故ハ九志ある者ハ。決して空間の日月あら志めバ。易知

編引座
右編

第六章

○程伊川曰ク。近世人情淺薄。相歡狎を以テ相與ニ以テ為シ。圭角なきを

以テ相歡愛ト為ス。此ノ如キ者。安んぞ能ク久シからん。若ク久起を要セむ。須らく是恭敬ふる。君臣朋友皆當り是を以テ主ト為ス。古學彙纂
○人と相處る。情投ト意合ふとも。亦狎るること。甚う是。笑語戲謔の際。必當ハ節ある。○徳盛んふる者ハ。その心和平。人皆交

易知編引
心鑑録

るべきを見
る。徳薄き者
も。其心刻傲。
人皆鄙むべ
たを見る。人
を觀る者。其
許可せる所
多きを看ま



周武王

む。其徳の厚きを知り。其許可せる所の
少た。汝看れば。其徳の薄きを知れ。人生必讀書
○聖人の心。唯人の惡小入らんことを
恐る。故小人の惡を言ひ。以て惡事を為
すの念を動さことを欲せば。唯人の善
小入らんことを欲さ。故小毎又善事を
稱述し。聞く者をして欣慕して。之よ效
ハ志む。明王少湖
語易知編

○凡、人乃君子ふ近づきて。小人ふ遠ざ
 うらんと欲せざる者ハ。君子の言。多くハ
 長厚端謹あり。此言先、吾が心入まむ。
 事小臨むよ及び。自然よ長厚端謹よ出
 づ。小人此言。多くハ刻薄浮華あり。此言
 先、吾が心入まむ。事よ臨まよ及び。自
 然よ刻薄浮華り出づればあり。世範
 ○明の孫子度曰く。天下極て詐り。極く

險あるの人と。吾、至誠を以て之を待た
 ば。其險詐も。將、よ用ゐる所あらんと
 す。而して。亦相感して。以て誠あらん。若
 機智を以て。之を禦ぐむ。愈、其潰決を甚
 しとせざる也。張揚 園集
 ○凡、人を勧むる。遽、よ其過を指せざる
 らば。必ず須らく先つ其長を美を盡し。
 蓋、人喜べば。言入り易く。怒まば。言入り

難

格言
聯璧

○天下又全才ふ。此又長せる者ハ彼
小短。備らんことを一人又求むると
と勿き。如其短き所を惡とて。其長せる
所を忘れぬ。是を才を棄とふ也。故又人
哉用ゐるハ。一善を廢せぬ。一才を捨て
ぬ。然きども佞奸凶惡ある者也。才能あ
りと雖も。亦君子此容きざる所あり。
原貝

益軒語
慎思錄

○諂諛の言ハ。耳小入り易。人諂諛を
以て我又進むる者也。未必しも正人あ
らぬ。彼將又我又取ること有らんとす
る也。宜く意を加へく。之を防ぐ。規
諫の言也。耳又入り難。人規諫を以て
我又進むる者ハ。此誠又君子あり。彼實
小我又益あり。宜く細心之を聽くべし。

願體集

○我が過を攻むる者へ。未^レ可^レならん。も。皆過なきの人ならば。苟^レも過なき人。我を攻むる哉。求めむ。終身過を聞くことを得べ。我當^レ其我を攻むるの益^レと感^レず。死^レの^レ。彼が過あると。過なきと。何ぞ計る^レ。暇あらんや。呻吟語

○直友を得難^レ。而^レ吾又拒む^レ。過

を諱むの聲色を以てす。佞人少からず。而^レ吾又接する^レ。諛を喜ぶの意態を以てす。嗚呼。日、不^レ惡^レ入らばらんと欲するや難^レ。同上

○死友比過^レを彰^レす。此^レ是^レ第一比不仁なり。生て之^レを告ぐるや。其能^レ改むるを望^レず。彼之^レを聞^レふ及^レぶや。尚^レよく自ら白^レむ。死^レして之^レを彰^レす。何^レの為

ぞや。實過ありと雖も。吾。為め。又之を掩
えん。同上

○明の胡師蘇曰く。人。過失ありて。其の
改悟せんことを欲せば。只宜しく静僻
の處に於て。面のあたり其人と。委曲之
を言ふ。塵し。我。口を出て。彼。耳不入
り。方。又是。相愛し。相成。其の意あり。彼も
亦感。びべし。若。他人。又向ひ。聲揚。已まば。

或ハ衆ニ對シテ面責セむ。彼。必。樂。ま。ば。
且。或。も。強。辯。シ。て。從。つ。ま。ず。畜徳録

○王陽明曰く。昔人言ふこと有り。何を
以て。謗りを止ん。曰く。辯。ぢ。る。無。の。ま。き。と。
故。又。其。事。あ。ら。む。辯。ぢ。ら。ば。其。事。無
く。べ。必。ぢ。り。も。辯。ぢ。ぢ。其。事。ふ。く。く。之
を。辯。ぢ。る。も。是。自。ら。謗。る。也。其。事。有。り。て
之。以。て。辯。ぢ。る。も。是。己。ガ。惡。を。増。し。く。人。比

怒を甚しくする也。皆自ら修めて。物哉
平らよめる所以よ非ず。同上

○忿怒の際。人比隠諱の事を指て其父
祖の惡を暴く可うらむ。吾が一時怒
氣の激える所。必その切實を指く。之を
言ふんと欲は。知らば。彼の怨恨深く骨
髓よ入るを。古人謂ふ。人を傷むる比言
と。矛戟より深くと。同上

○親族隣里へ。居處甚近。凡養畜の侵
害ある。僮僕の争競ある。言語行事の錯
悞ある。執免ること能まば。但己よ反
省し。人を責むることおけまむ。能交を
久しくたゆみ。若遽うは嗔怒を生じ。彼
此俱よ相下らざるときは。仇怨終よ了
る時あり。習是編

和漢脩身訓卷五終

口書齋より

二十二 七風土成反

明治十五年三月廿八日版權免許
同 年 七月廿六日出版
同 年 九月十八日再版御届
同 十七年七月七日三版御届

定價金錢

東京府士族
光風社長

著者出版人

龜谷行

東京神田金澤町十番地

大阪備後町平目平壹番地

製本

中近堂支店

同 備後町平目十壹番地

發兌

梅原龜七

稟准

東京光風社

明治十四年之冬以
復製本以此紙為証